

失効申請書

本申請書に記載のとおり、電子証明書の失効を申請します。

※別紙の説明をご確認のうえ申請してください。本書の送付先は、別紙に記載しています。

【1. 失効理由】 該当項目に「レ」でチェックを入れてください。(1つ選択) ※必須

| レ欄 | 失効理由 |
|----|--|
| | ① 加入者の秘密鍵またはPINコードが紛失、盗難、漏えいなどにより危殆化、またはそのおそれがあるため |
| | ② 電子証明書の利用を中止するため |
| | ③ 電子証明書を誤消去したため |
| | ④ 電子証明書の記載事項が変更になったため |
| | ⑤ その他[] |

【2. 失効後の電子証明書の利用予定】 該当項目に「レ」でチェックを入れてください。 ※必須

利用を予定している（利用申込書の送付希望） 利用しない

【3. 利用者情報】 失効する電子証明書の利用者情報を記入してください。 ※必須

| | | | | | |
|-----------------------|--------------------|---|---------|---|----------|
| 失効申請日 | (西暦) | 年 | 月 | 日 | 押印欄 (実印) |
| フリガナ 氏名 (自筆署名) | セイ 姓 | | メイ 名 | | |
| 生年月日 | (西暦) | 年 | 月 | 日 | |
| 所属会および登録番号 | _____司法書士会 第_____号 | | | | |
| 自宅住所 | 〒 _____ | | | | |
| 連絡先電話番号 またはメールアドレス | ※複数記入可 | | | | |

【4. 利用者情報の変更】

利用申込時の氏名や印章に変更が生じた場合は、該当項目に「レ」でチェックを入れ、必要な書類を添付してください。

※複数選択可。別紙の説明をご確認ください。

| レ欄 | 変更内容 |
|----|---------|
| | 氏名 |
| | 印章 (実印) |

【5. 収集した個人情報の利用目的】

右記の内容に同意いただいたうえでお申込みください。

- ・ サービス提供上必要となるお客様へのご連絡（電子メール、電話等）
- ・ サービス提供上必要な書類等の送付
- ・ サービス提供上必要となる審査

【連絡事項】 連絡事項がある場合はご記入ください。

【 別紙 】 失効申請に関する注意事項

以下の〈失効申請書の記入時の注意事項〉および〈失効申請の流れ〉をご確認のうえ、失効申請書を記入し、失効申請書および添付書類（必要な場合のみ）を送付先まで郵送してください。

〈失効申請書の記入時の注意事項〉

【 1. 失効理由】

◆ 失効理由④の「電子証明書の記載事項」について

司法書士名簿の登録情報のうち、「氏名」または「職務上の氏名」が電子証明書の記載事項に該当します。司法書士名簿に登録されている「氏名」または「職務上の氏名」に変更が生じた場合、所属の司法書士会を經由し、日本司法書士会連合会へ司法書士名簿の登録情報変更の届出を行ってください。なお、事務所所在地、自宅住所および所属司法書士会の情報は、電子証明書の記載事項ではないためそのままご利用いただけます。

※次ページの説明および図もご確認ください。

【 2. 失効後の電子証明書の利用予定】

◆ 失効理由①～③、⑤で「利用を予定している」を選択した場合

失効完了通知書に利用申込書を同封して送付いたします。失効申請書の送付と同時に、司法書士電子証明書サービスホームページより仮申込を行ってください。

◆ 失効理由④で「利用を予定している」を選択した場合

失効予告通知書に利用申込書を同封して送付いたします。なお、仮申込の必要はありません。

【 3. 利用者情報】

◆ 氏名について

氏名欄には、住民票に記載の氏名を記入してください。（職務上の氏名は不可）

◆ 押印欄について

押印欄には利用申込時と同一の実印を押印してください。誤って実印以外の印章を押印した場合や印影不鮮明の場合は、欄外に正しい実印を押印してください。

利用申込時に印鑑登録証明書を提出していない場合または利用申込時に印鑑登録証明書を提出していない場合（利用申込書に認印を押印し提出した場合や継続利用申込の電子申請をした場合）は、実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を同封してください。

【 4. 利用者情報の変更】

利用申込時の氏名や印章に変更が生じた場合は、失効申請書に以下の公的書類（発行から3か月以内の原本）を同封してください。

| 変更する項目 | 必要な公的書類（複数記載があるものはいずれか1点） |
|--------|---|
| 氏名 | <ul style="list-style-type: none">戸籍全部事項証明書または戸籍個人事項証明書住民票の写し（旧姓の記載がある場合、外国籍の方の場合） ※住民票の写しに「個人番号（マイナンバー）」の記載は不要です。 |
| 印章（実印） | <ul style="list-style-type: none">印鑑登録証明書 |

<失効申請の流れ> ※図1 参照

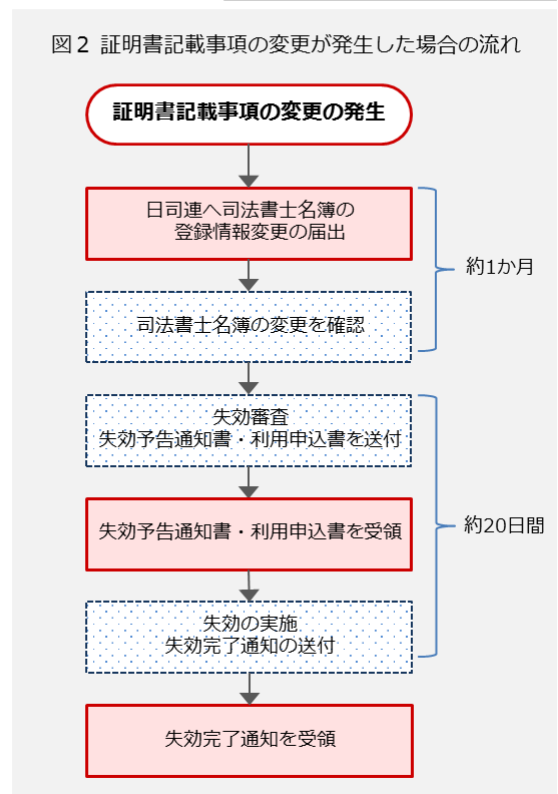
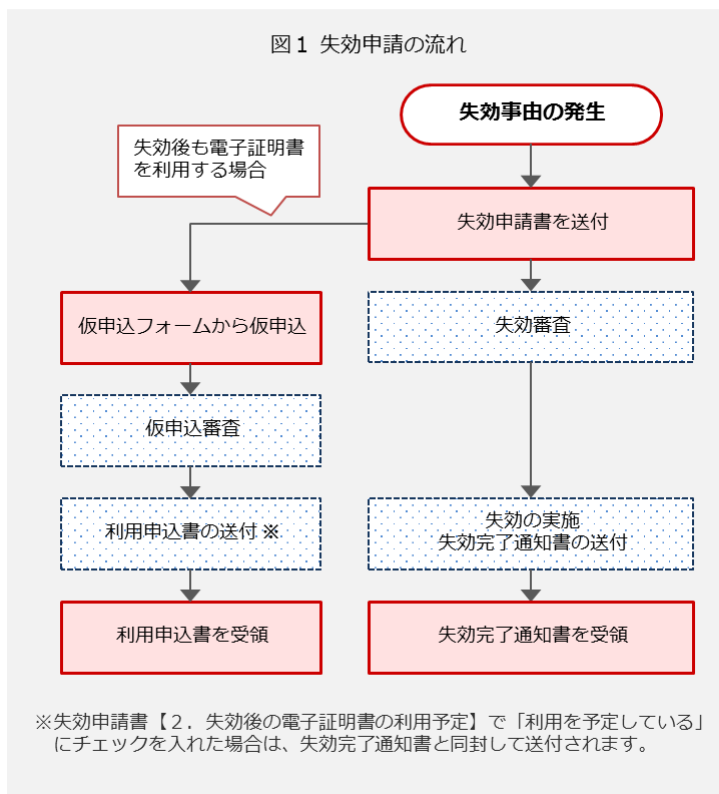
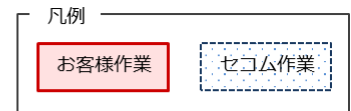
弊社にて失効申請書を受領後、失効審査を経て電子証明書の失効を実施します（即日）。

失効後も電子証明書をご利用の場合は、失効申請書の送付と同時に、司法書士電子証明書サービスホームページより仮申込を行ってください。

<証明書記載事項の変更が発生した場合の流れ> ※図2 参照

司法書士名簿の登録情報変更を届出後、日司連より弊社に司法書士名簿が提供され、弊社にて司法書士名簿の変更を確認します（届出から確認までに最長1か月要します）。失効審査を実施し、失効予告通知書および利用申込書を郵便にて送付します。失効予定日は、失効予告通知書に記載されており、失効予告通知書の送付日から約20日の猶予期間が設けられています。その後、失効予定日当日に、電子証明書の失効を実施します。（失効予定日は弊社指定。延長は不可）

失効後も電子証明書をご利用の場合は、**失効予告通知書に同封の利用申込書にてお申込みください。**失効予定日の間際にお申込された場合、電子証明書の失効後に発行となることがあります。あらかじめご了承ください。



≪失効申請書の送付先≫

〒181-8528 東京都三鷹市下連雀 8-10-16

セコムトラストシステムズ株式会社 CA サポートセンター 司法書士電子証明書担当